

旭市総合戦略推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 旭市総合戦略の推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、旭市総合戦略推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定及び見直しに関する事項
- (2) 総合戦略の効果の検証に関する事項
- (3) 定住自立圏構想に関する事項
- (4) その他総合戦略の推進に必要と認める事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、市の情勢に精通している者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、企画政策課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な

事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
(旭市総合戦略懇談会設置要綱の廃止)
- 2 旭市総合戦略懇談会設置要綱(平成27年旭市告示第106号)は、
廃止する。
(旭市総合戦略評価委員会設置要綱の廃止)
- 3 旭市総合戦略評価委員会設置要綱(平成28年旭市告示第169号)
は、廃止する。